

平成28年度
エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金

新規融資 公募要領

(二次公募)

平成28年11月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に融資等を完了させた事業については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、交付を受けた日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した設備等の法定耐用年数期間をいう。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に準ずる。
- ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただきます(SIIは、当該金額をそのまま国庫に返納します)。併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑦ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります(個人・個人事業主を除く)。
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)(以下「補助金適正化法」という。)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

1. 事業概要

1-1	事業目的	5
1-2	事業名称	5
1-3	利子補給対象融資枠	5
1-4	事業実施スキーム	5
1-5	利子補給対象事業者	6
1-6	利子補給対象事業	6
1-7	利子補給対象事業の対象経費	9
1-8	利子補給対象融資	9
1-9	利子補給金	9
1-10	利子補給の単位期間	10
1-11	利子補給対象事業と利子補給対象融資の期間	11
1-12	他の補助金事業等との重複	11

2. 公募～支払いまでの流れ

2-1	スケジュール	13
2-2	公募	14
2-3	審査及び交付決定	14
2-4	融資の実行	14
2-5	実績報告～利子補給金の支払い	15
2-6	計画変更について	15
2-7	留意事項	15
2-8	その他	15

3. 申請方法

3-1	交付申請の方法	17
3-2	交付申請時提出書類一覧	17
3-3	交付申請書類提出締切	18
3-4	交付申請書類提出先	18
3-5	実績報告の方法	19
3-6	実績報告時提出書類一覧	19
3-7	実績報告書類提出締切	20
3-8	実績報告書類提出先	20
3-9	書類の提出方法	21

4. 提出書類の作成例

4-1	交付申請書類の作成例	26
4-2	実績報告書類の作成例	38

5. 資料

5-1	交付規程(抜粋)	45
5-2	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	46

1. 事業概要

1-1 事業目的

我が国の産業部門や業務部門等においては、これまで省エネルギーに係る設備投資、エネルギー管理の適正化等により世界的にも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが、今後とも国を挙げてのエネルギー管理の強化、省エネルギーに資する技術、設備の導入等により、さらなる省エネルギーを進めることが必要とされている。

本事業は、産業・業務・運輸部門における省エネルギーを推進するべく、省エネルギー設備等の導入に必要な資金の借入金利を低利とするために、利子補給金を交付する事業である。

1-2 事業名称

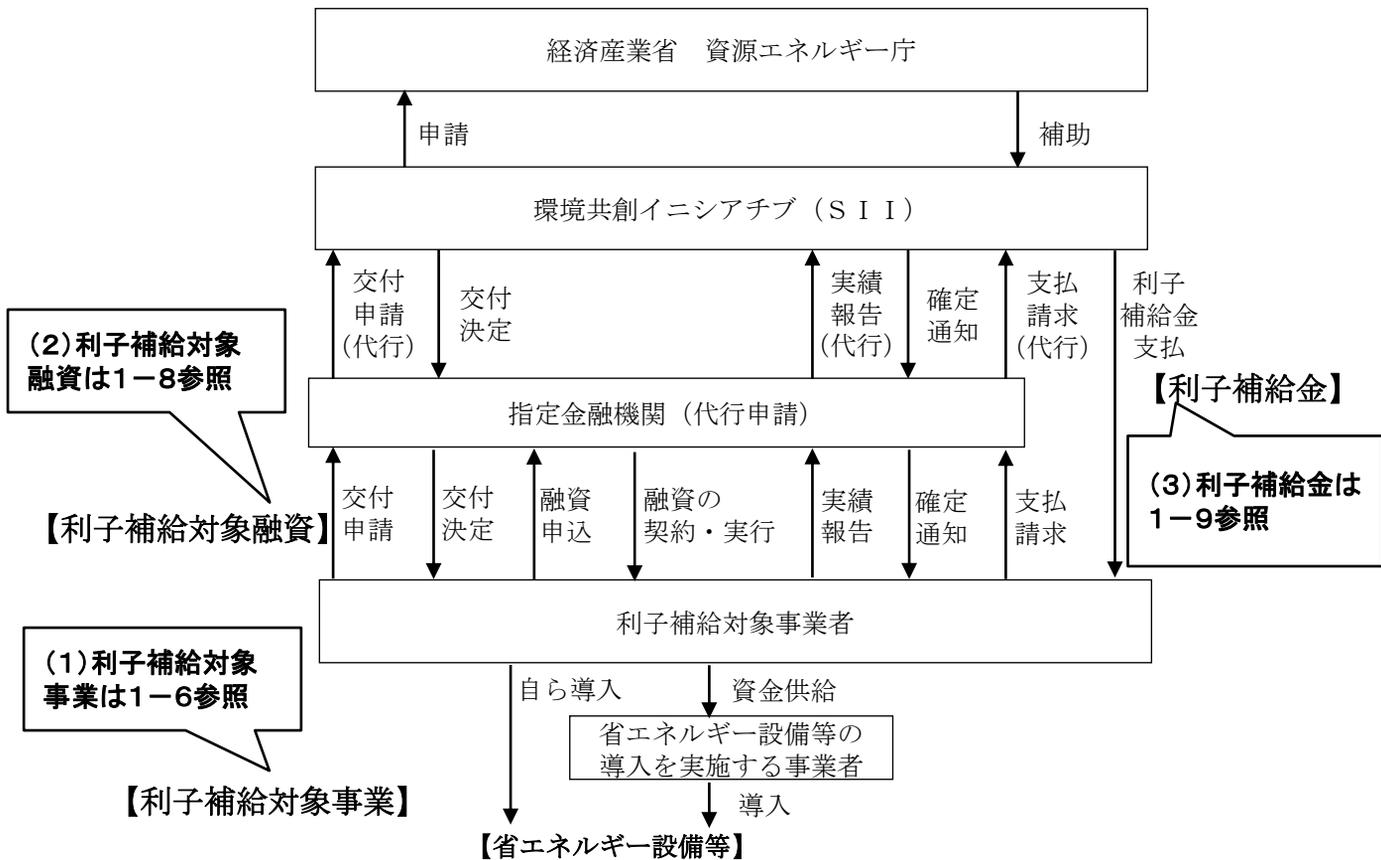
平成28年度エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金

1-3 利子補給対象融資枠

本公募における利子補給対象融資枠は約268億円とする。

1-4 事業実施スキーム

本事業は、以下のスキーム図に従って行う。



1-5 利子補給対象事業者

日本国内において事業活動を営んでおり、利子補給対象事業を実施する民間事業者。

利子補給対象事業者は、利子補給対象事業の実施に必要な資金の一部もしくは全部について指定金融機関から融資(以下「利子補給対象融資」という。)を受けること。

指定金融機関とは、沖縄振興開発金融公庫及び経済産業省資源エネルギー庁が公募により決定した金融機関のことをいう。指定金融機関の一覧についてはSIIのホームページを参照のこと。

<https://sii.or.jp/rishihokyu28/>

1-6 利子補給対象事業

日本国内において、以下に示す(1)～(3)のいずれかを実施する事業を、利子補給対象事業という。

(1)省エネルギー設備導入

工場・事業場等において、以下に示す対象設備等の設置を行うことを「省エネルギー設備導入」とする。

① 省エネルギー設備導入における対象事業

以下(ア)～(ウ)のいずれかの事業(以下「省エネルギー設備導入事業」という。)であること。

(ア)既存の工場・事業場等において省エネルギー設備等に置き換え又は新たに省エネルギー設備等の導入・設置を行う事業

省エネルギー設備等導入後の工場・事業場等全体の単位生産量又は延床面積等、エネルギー使用量と密接に関わりのある指標当たりの年間エネルギー使用量(以下「エネルギー原単位」という。)の1%以上又は既存の工場・事業場等全体の年間エネルギー使用量の500キロリットル(原油換算)以上が削減されること。

(イ)新設の工場・事業場等において省エネルギー設備等を導入・設置する事業

省エネルギー設備等導入後の工場・事業場等全体のエネルギー原単位が、類似の事業を行う同規模の工場・事業場等のエネルギー原単位と比較して10%以上が削減されること。

(ウ)複数の工場・事業場等間におけるエネルギーの面的利用のための設備等を導入・設置する事業

複数の工場・事業場等間でエネルギー(熱・電気)の融通又は共同利用を行うための設備等の置き換え又は新たにエネルギーの面的利用のための設備等を導入・設置し、当該複数工場・事業場等全体のエネルギー原単位が10%以上又は当該複数工場・事業場等全体の年間エネルギー使用量が1,000キロリットル(原油換算)以上が削減されること。

※「工場・事業場等」とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「省エネ法」という。)上の工場・事業場及びエネルギー管理を一体となっていて行っていると判断できる単位のことをいう。

※ 省エネルギー量には他の省エネルギー事業の省エネルギー効果を含まないこと。

※ オプション等で直接省エネルギーに寄与しない機能・設備の追加や単なる運用の工夫等による省エネルギーで、設備・システム自体の高効率化ではない事業等は、原則、対象外とする。

② 省エネルギー設備導入における対象設備

(ア) 既設設備の置き換えの場合

以下a又はbのいずれかの設備であること。

- a. 既存の工場・事業場等において既設の省エネルギー設備等の置き換えにより、工場・事業場等全体のエネルギー原単位の1%以上又は既存の工場・事業場等全体の年間エネルギー使用量の500キロリットル(原油換算)以上削減されることが確保される設備。
- b. 複数の工場・事業場等間におけるエネルギーの面的利用のための既設の設備等の置き換えにより、当該複数工場・事業場等全体のエネルギー原単位が10%以上又は当該複数工場・事業場等全体の年間エネルギー使用量が1,000キロリットル(原油換算)以上削減されることが確保される設備。

(イ) 設備を新設する場合

以下 a～dのいずれかの指針に記載されている設備であること。

- a. 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針(平成22年3月30日財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号)
- b. 製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針(平成22年3月30日 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号)
- c. 鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針(平成22年3月30日 経済産業省告示第68号)
- d. 上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針(平成22年3月30日 厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)

※ 既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行った場合に、その設備のエネルギーの使用量を計測する機器(積算電力量計・流量計等)及びエネルギー使用量のモニター装置・監視装置等(見える化機器)は、利子補給対象設備に関連する設備とし、利子補給対象とすることができる。(対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。)

※ 「廃棄エネルギー(蒸気・熱等)」の再利用による省エネルギー事業の場合、現在工場・事業場等で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーの再利用によって省エネルギーを実現する設備であること。

※ 上記(ア)及び(イ)に定める設備であっても、以下の設備は対象外とする。

- ・ 原則、将来用設備、予備設備又は兼用設備として導入する設備。
- ・ 安全上の基準等を満たしていない設備。

(2) トップランナー制度対象品目導入

① トップランナー制度対象品目導入における対象事業

以下(ア)又は(イ)のいずれかの事業(以下「トップランナー制度対象品目導入」という。)であること。

(ア) トップランナー制度対象品目の導入・設置を行う事業

(イ) トップランナー制度対象品目を製造する設備の導入・設置を行う事業

② トップランナー制度対象品目

トップランナー制度対象品目は以下のいずれかの品目とする。

- 省エネ法第78条第1項に基づき定められた特定エネルギー消費機器のうち同条第2項に基づき定められた判断の基準を満たす品目(目標年度が2017年度以降の各年度のもの)
※ ただし、乗用自動車、貨物自動車は対象外とする。
- 省エネ法第81条の3に基づき定められた、特定熱損失防止建築材料のうち同条第2項に基づき定められた判断の基準を満たす品目(目標年度が2017年度以降の各年度のもの)

具体的には、本公募の対象となるトップランナー制度対象品目については、以下の表を参照のこと。

<トップランナー制度対象品目>

No	品目名	品目区分
1	複写機	-
2	電気冷蔵庫	・家庭用冷蔵庫(家庭用冷凍冷蔵庫も含む)
3	電気冷凍庫	・家庭用冷凍庫
4	複合機	-
5	プリンター	-
6	電気温水機器(ヒートポンプ給湯器)	-
7	電球型LEDランプ	-
8	断熱材(注)	-
9	サッシ(注)	-
10	複層ガラス(注)	-

(注) 「断熱材」「サッシ」「複層ガラス」の導入箇所は、既築の建築物もしくはそれに付帯する工作物であること。

※ 上記(ア)及び(イ)に示す品目であっても以下に該当する場合は対象外とする。

- 原則、将来用設備、予備設備又は兼用設備として導入する場合。
- 安全上の基準等を満たしていない場合。

(3) 省エネルギー設備等の導入を実施する事業者に対する資金供給

「(1)省エネルギー設備導入」や「(2)トップランナー制度対象品目導入」を実施する事業者に対して資金を供給する事業を対象とする。

1-7 利子補給対象事業の対象経費

費用区分	内容	省エネルギー設備導入	トップランナー制度対象品目導入	
			(ア)	(イ)
設計費	省エネルギー設備等の導入に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等。	○	×	○
設備費	省エネルギー設備等の導入に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造(改修を含む)又は据付等に要する経費(ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く)。	○	○	○
工事費	省エネルギー設備等の導入に不可欠な工事に要する経費。	○	×	○
諸経費	省エネルギー設備等の導入を行うために直接必要な其他経費。	○	×	○

※ 工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めず、工事費に含める。

※ 以下の経費については補助対象外とする。

- ・ SIIが補助対象外と判断した機器、設備・システム
- ・ 外構工事費(土木工事等)、及び事業に関係のない工事費
- ・ 既設設備・システムの解体・撤去・移設に係る経費
- ・ 資産計上できない設備・システム等
- ・ 消費税

1-8 利子補給対象融資

利子補給対象融資は、以下の(1)～(3)を満たすこと。

- (1) 利子補給対象事業を実施するための資金について、指定金融機関から受ける融資であること。
- (2) 利子補給対象事業者と指定金融機関は、導入しようとしている設備等の法定耐用年数以内の融資期間(利子補給対象融資期間は、省エネルギー設備導入事業を最長10年間、トップランナー制度対象品目導入事業を最長5年間とする)で、原則、元金均等返済により融資金が完済される契約(金銭消費貸借契約等)を締結すること。
また、金利は融資期間全体にわたって一定の固定金利であって利子補給金の交付が無い場合における金利水準以下であることとし、元金均等返済とする際に生じる端数は最終弁済時に計上すること。端数とするのは原則、千円単位とする。
- (3) 利子補給対象事業及び利子補給対象融資は、「1-11 利子補給対象事業と利子補給対象融資の期間」に定める期間に従って、実施すること。

1-9 利子補給金

利子補給金の額は、利子補給対象事業の実施に必要な資金について、指定金融機関から受けた融資の残高に利子補給率を乗じたものとする。

(1) 利子補給率

利子補給金の額を算出するために利子補給対象融資の残高に乗ずる利子補給率は以下のとおりとする。

融資利率の範囲	利子補給率
$0.011(1.1\%) \leq \text{融資利率}$	利子補給率 $\leq 0.01(1\%)$
$0.001(0.1\%) \leq \text{融資利率} < 0.011(1.1\%)$	利子補給率 $\leq \text{融資利率} - 0.001(0.1\%)$
融資利率 $< 0.001(0.1\%)$	利子補給率 = 0

(2) 利子補給金の額の算定方法

利子補給金の額は、次に掲げる算式をもって、単位期間ごとに計算した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

【算式】

$$\text{利子補給金の額} = A \times \frac{B}{365} \times X$$

A: 利子補給対象融資の単位期間における融資残高

B: 利子補給対象融資の単位期間における融資残高の存する日数

X: 利子補給率

※ 交付申請の総額が公募予算額を上回る等の場合、申請した利子補給率より小さい値が適用されることがあり、上記の算式により求められた利子補給金の額を下回ることがある。

※ 利子補給金の額は、小数点以下(1円未満)は切り捨てとする。

1-10 利子補給の単位期間

SIIが定める期間(6か月)を単位期間とする。

(単位期間Ⅰ) 平成28年3月11日から平成28年9月10日までの期間

(単位期間Ⅱ) 平成28年9月11日から平成29年3月10日までの期間

※ 本公募は平成28年度 単位期間Ⅱを申請対象とする。

1-11 利子補給対象事業と利子補給対象融資の期間

利子補給対象事業と利子補給対象融資の期間は、以下のとおりとする。

実施項目		期間		
		平成28年3月11日～平成28年9月10日 (単位期間Ⅰ)	平成28年9月11日～平成29年3月10日 (単位期間Ⅱ)	平成29年3月11日～平成29年9月10日 (単位期間Ⅰ)
利子補給対象事業者	契約・発注	平成28年7月20日	→	
	導入・検収	平成28年7月20日	→	
	支払い・資金供給		二次公募 交付決定日	→
指定金融機関	融資の契約・実行		二次公募 交付決定日	→
	使途確認		二次公募 交付決定日	→

1-12 他の補助金事業等との重複

(1) 本事業と国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む)の併用はできない。

(2) 本事業とエネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)の併用はできない。

詳しくは、資源エネルギー庁ホームページを参照。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green_tax/greensite/green/index.html

その他の税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせのこと。

2. 公募～支払いまでの流れ

2. 公募～支払いまでの流れ

平成28年度 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金

2-1 スケジュール

予定	指定金融機関	申請者	SII
<p>●公募期間 平成28年11月7日(月)～12月7日(水)</p>			<p>指定金融機関への 公募説明会</p>
<p>●審査・交付決定 平成28年12月下旬(予定)</p>	<p>交付申請 (指定金融機関の事前確認)</p>		<p>申請内容の審査</p> <p>交付決定</p>
<p>●実績報告書類の提出 単位期間Ⅱの融資に関する 実績報告:平成29年3月10日(金)</p>	<p>利子補給対象事業に係る 金銭消費貸借契約の締結</p> <p>融資実行</p> <p>実績報告書類の作成・提出 (単位期間Ⅱ:原則、平成29年3月10日)</p> <p>金銭消費貸借契約書(写し)の提出</p>		<p>確定検査実施 (書類検査及び現地調査)</p> <p>確定通知発行</p>
<p>●支払請求書の提出</p>	<p>支払請求書の作成・提出</p>		<p>利子補給金の支払い</p>
<p>●利子補給金の支払い (～3月末まで)</p>			
<p>●利子補給金支払完了後</p>	<p>工事請負契約書、売買契約 書等(写し)の保管</p>	<p>取得財産の管理</p>	

2-2 公募**(1)公募期間について**

二次公募:平成28年11月7日(月)～12月7日(水)

- ※ 提出締切後、SIIは、原則、12月下旬までに審査結果を指定金融機関を経由して申請者へ通知する。
- ※ 応募資料は、配送事故等に備え、配送状況が確認できる手段で郵送すること(直接、持参は不可)。

(2)交付申請について

① 指定様式等を用いて交付申請書類を作成し、SIIに郵送すること。

- ※ 申請者は、経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていないこと。
- ※ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者は対象外とする。
- ※ 本事業においては、指定金融機関による代行申請を必須とする。

② 申請者は、事業を確実に実施するため申請前に全体計画を十分に確認するとともに、「2-8 その他」に記載の内容をよく確認すること。

③ 申請者は、交付申請書類の提出後に申請内容に変更があった場合、指定金融機関を通じてSIIに届出を行うこと。

2-3 審査及び交付決定**(1)審査について**

SIIは、申請内容について以下の項目に従って審査を行う。また、審査上必要な場合、必要に応じて指定金融機関又は申請者へヒアリングを実施することがある。

【審査項目】

- ・ 利子補給対象融資の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- ・ 利子補給対象事業の計画(省エネルギーの計画、工事計画等)が適切であり、事業の確実性、継続性が十分であると見込まれること。

(2)交付決定について

審査の結果については、指定金融機関を経由して申請者へ通知する。

- ※ 交付申請の総額が公募予算額を上回る等の場合、申請した利子補給率より小さい値が適用されることがある。

2-4 融資の実行

利子補給対象融資の契約締結及び融資の実行は必ず交付決定日以降に実施すること。

2-5 実績報告～利子補給金の支払い

- (1) 利子補給対象事業者は、利子補給対象融資を受けた上で、平成29年3月10日(金)に実績報告書類を指定金融機関を通じてSIIに提出すること。
- (2) SIIは、実績報告書類を受理した後、書類検査及び必要に応じて現地調査を行う。利子補給対象融資の実績が利子補給金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、指定金融機関を通じて利子補給対象事業者へ通知する。
- (3) 利子補給対象事業者は、利子補給金の額の確定通知を受けた後、支払請求書を指定金融機関を通じてSIIに提出すること。
- (4) SIIは、支払請求書を受理した後、利子補給対象事業者へ利子補給金の支払いを行う。

2-6 計画変更について

交付決定後に省エネルギー設備導入等の利子補給対象事業や利子補給対象融資の内容を変更する場合は、あらかじめ指定金融機関を通じてSIIに相談し、その指示に従うものとする。

2-7 留意事項

以下のような事象が発生する場合は、あらかじめ指定金融機関を通じてSIIに相談し、その指示に従うものとする。その際、利子補給金の返還が発生する場合がある。

- (1) 実績報告後の平成29年3月10日以降に利子補給対象事業や利子補給対象融資の内容に変更が発生する場合。
- (2) 実績報告後の平成29年3月10日以降に利子補給対象事業に係る設備の導入・検収、支払い・資金供給及び指定金融機関による用途確認が平成29年9月10日を超過する可能性が発生する場合。

2-8 その他**(1) 書類の保管期限及び情報公開について**

- ① 利子補給対象期間中において、経済産業省又はSIIから、省エネルギー量や運用実績などの調査依頼があった場合、対応すること。経済産業省又はSIIに提出された報告内容やデータは、統計的な処理等を行った上で、国又はSIIから公表される場合がある。ただし、機密情報、個人情報の公表はしない。
- ② 利子補給対象事業に関連する資料を、利子補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存すること。SIIから閲覧及び提出の依頼があった場合は、速やかに応じること。

(2) 利子補給金の返還、取消、罰則等について

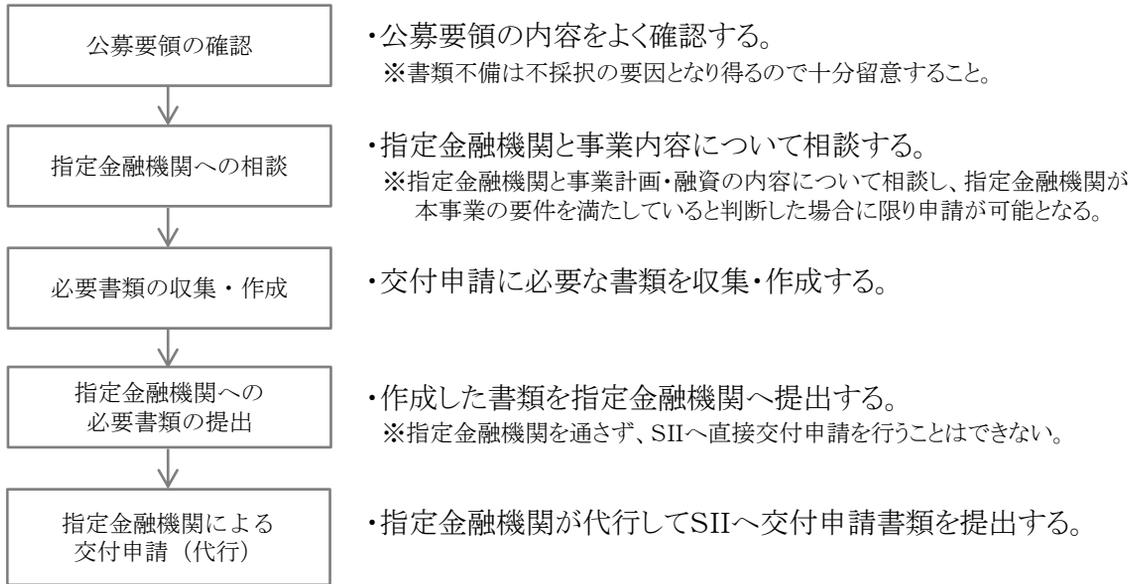
利子補給対象事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・ 交付決定の取消、利子補給金等の返還及び加算金の納付。
- ・ 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ・ 相当の期間全部又は一部の利子補給金等の交付決定を行わない。
- ・ 利子補給対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。

3. 申請方法

交付申請

3-1 交付申請の方法



3-2 交付申請時提出書類一覧

様式が【指定】のものは、指定様式を使用すること。

提出書類一覧は以下の表のとおり。

○:必須 ▲:必要に応じて提出 ー:不要

No.	提出書類	様式	省エネルギー設備導入	トップランナー制度対象品目導入	備考
指定金融機関を通じて、SIIに提出が必要な書類					
1	チェックリスト	【指定】	○	○	提出書類に抜け漏れがないことを確認すること。
2	交付申請書	【指定】	○	○	
3	新規事業計画書	【指定】	○	○	
4	役員名簿	【指定】	○	○	
5	設備概要図	自由	○	(ア) ▲ (イ) ○	1-6(2)(ア)トップランナー制度対象品目「断熱材」「サッシ」「複層ガラス」を導入する事業の場合は提出すること。
6	設備リスト(機器購入リスト)	【指定】	○	○	
7	設備仕様根拠	自由	○	○	カタログ、仕様書等
8	配置図面	自由	○	(ア) ▲ (イ) ○	1-6(2)(ア)トップランナー制度対象品目「断熱材」「サッシ」「複層ガラス」を導入する事業の場合は提出すること。
9	利子補給対象事業の使用エネルギー量	【指定】	○	ー	
10	省エネルギー計算資料	自由	○	ー	
11	省エネルギー数値の根拠	自由	○	ー	

交 付 申 請

3-3 交付申請書類提出締切

収集・作成した交付申請書類を以下の締切までに、指定金融機関を通じてSIIへ提出すること。
提出締切に間に合うよう、指定金融機関とスケジュールについて事前に調整を行うこと。

《提出締切》

平成28年12月7日(水) 17:00必着

- ※提出締切後、SIIは、原則、12月下旬までに審査結果を指定金融機関を経由して申請者へ通知する。
- ※SIIは、指定金融機関を通さない直接の申請書類の提出は受け付けません。
- ※提出書類は、配送事故などに備え、配送状況が確認できる手段で郵送すること。
- ※持込みによる提出は認めません。
- ※送付宛先には略称「SII」は使用しないこと。
- ※提出書類は返却しないので、申請者は必ず写しを控えておくこと。

3-4 交付申請書類提出先

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階

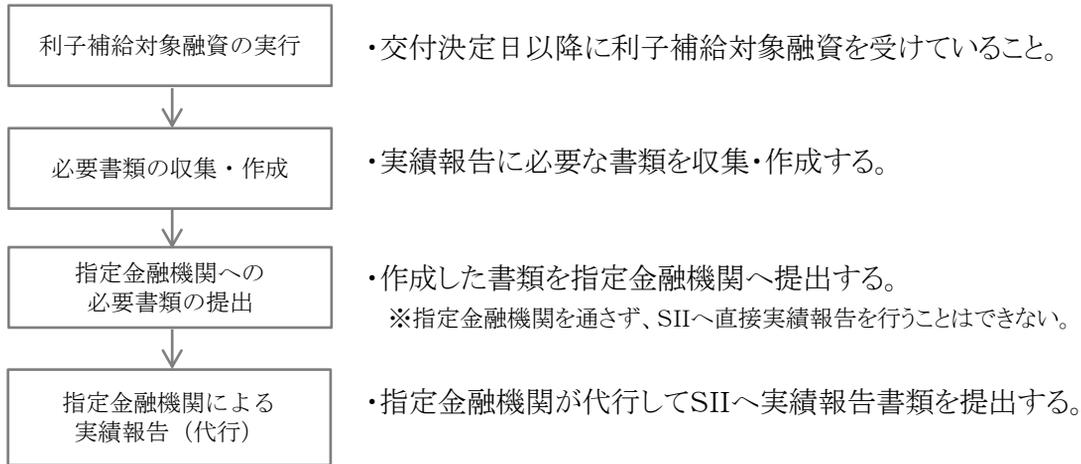
一般社団法人 環境共創イニシアチブ
審査第一グループ

「平成28年度 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金」
新規融資 交付申請書類在中

※郵送時は、必ず赤字で「平成28年度 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金」
新規融資 交付申請書類在中と記入のこと。

実績報告

3-5 実績報告の方法



3-6 実績報告時提出書類一覧

様式が【指定】のものは、指定様式を使用すること。

提出書類一覧は以下の表のとおり。

○:必須

No.	提出書類	様式	省エネルギー 設備導入	トップランナー 制度対象品目導入	備考
指定金融機関を通じて、SIIに提出が必要な書類					
1	チェックリスト	【指定】	○	○	提出書類に抜け漏れがないことを確認すること。
2	実績報告書	【指定】	○	○	
3	融資事業詳細	【指定】	○	○	
4	金銭消費貸借契約証書の写し	自由	○	○	指定金融機関より提出ができない場合はSIIに相談すること。
5	設備リスト(機器購入リスト)	【指定】	○	○	
指定金融機関に提出し、指定金融機関での保管が必要な書類					
6	利子補給対象事業に係る取引証憑	自由	○	○	売買契約書、工事請負契約書、納品書、検収書、請求書、振込証明書、ESCO契約書、リース契約書 等の写し

実績報告

3-7 実績報告書類提出締切

収集・作成した実績報告書類を以下の締切までに、指定金融機関を通じてSIIへ提出すること。
提出締切に間に合うよう、指定金融機関とスケジュールについて事前に調整を行うこと。

《提出締切》

当該年度の融資に関する実績報告：平成29年3月10日(金) 必着

- ※SIIは、指定金融機関を通さない、直接の提出は受け付けない。
- ※提出書類は、配送事故などに備え、配送状況が確認できる手段で郵送すること。
- ※持込みによる提出は認めない。
- ※送付宛先には略称「SII」は使用しないこと。
- ※提出書類は返却しないので、必ず写しを控えておくこと。

3-8 実績報告書類提出先

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
審査第一グループ

「平成28年度 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金」
新規融資 実績報告書類在中

※郵送時は、必ず赤字で「平成28年度 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金」
新規融資 実績報告書類在中と記入のこと。

交付申請／実績報告提出方法

3-9 書類の提出方法

交付申請書類／実績報告書類提出時は、各指定金融機関で管轄する融資案件を可能な限り、まとめて提出すること。

< 書類提出時の留意点 >

以下の留意点が守られていない場合、審査期間に影響を及ぼし、審査結果の通知または利子補給金の支払いが遅延する恐れがあるので、注意すること。

- 提出書類に抜け漏れがないよう、下図のチェックリストを使用すること。
- 融資案件ごとにクリアファイルに分けて提出すること。
- 申請書類はA4判のファイル(2穴タイプ)で綴じられるよう、全ての書類に2穴をあけておくこと。
- 全ての書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。
※提出書類がA3となる場合には、折りたたんで提出すること(袋とじは不可)。
- 提出書類は、片面印刷で出力すること。
- 各書類の最初には、該当する提出書類一覧に記載のNo. と書類名称(P. 17とP. 19参照)を記入したインデックスつきの中仕切りを挿入すること(原本へのインデックスシール等の直付け不可)。
- 書類のホッチキス留めはしないこと。
- 提出書類は、全てコピーをして保管し、コピー書類で提出することがないようにすること。

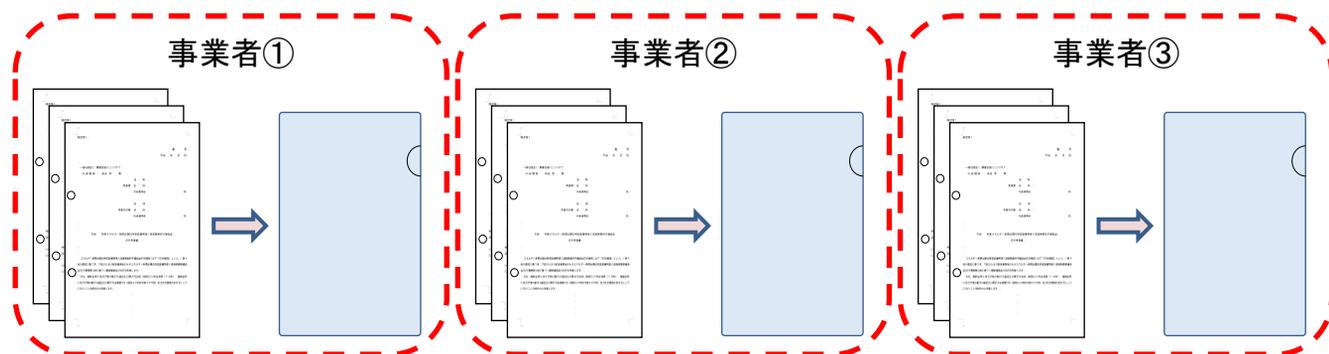
交付申請書類チェックリスト						
◆交付申請に係る提出書類一覧						
様式が【指定】のものは、指定様式を使用すること。提出書類一覧は以下表のとおりとなる。						
※提出書類に漏れがない様、チェック欄にシ点を記入すること。						
No.	提出書類	様式	省エネルギー設備導入	トップランナー制度対象品目導入	備考	チェック欄
指定金融機関を通じて、S11に提出が必要な書類						
1	チェックリスト	【指定】	○	○	提出書類に抜け漏れがないことを確認すること。	
2	交付申請書	【指定】	○	○		
3	新規事業計画書	【指定】	○	○		
4	役員名簿	【指定】	○	○		
5	設備概要図	自由	○	(7) (イ) ▲ ○	1-6(2)(ア)トップランナー制度対象品目「新熱材」[サッシ]「複層ガラス」を導入する事業の場合は提出すること。	
6	設備リスト(機器購入リスト)	【指定】	○	○		
7	設備仕様書	自由	○	○	カタログ、仕様書等	
8	配置図面	自由	○	(7) (イ) ▲ ○	1-6(2)(ア)トップランナー制度対象品目「新熱材」[サッシ]「複層ガラス」を導入する事業の場合は提出すること。	
9	利子補給対象事業の使用エネルギー量	【指定】	○	-		
10	省エネルギー計算資料	自由	○	-		
11	省エネルギー数値の根拠	自由	○	-		
<p>< 書類提出時の留意点 > 以下の留意点が守られていない場合、審査期間に影響を及ぼし、審査結果の通知または利子補給金の支払いが遅延する恐れがあるので、注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出書類に抜け漏れがないよう、本チェックリストを使用すること。 融資案件ごとにクリアファイルに分けて提出すること。 申請書類はA4判のファイル(2穴タイプ)で綴じられるよう、全ての書類に2穴をあけておくこと。 全ての書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。 ※提出書類がA3となる場合には、折りたたんで提出すること(袋とじは不可)。 提出書類は、片面印刷で出力すること。 各書類の最初には、該当する提出書類一覧に記載のNo. と書類名称(P. 17)を記入したインデックスつきの中仕切りを挿入すること(原本へのインデックスシール等の直付け不可)。 書類のホッチキス留めはしないこと。 提出書類は、全てコピーをして保管し、コピー書類で提出することがないようにすること。 						
上記書類提出時の留意点を確認のうえ、提出書類に抜け漏れがないことを確認した。						<input type="checkbox"/>

実績報告書類チェックリスト						
◆実績報告に係る提出書類一覧						
様式が【指定】のものは、指定様式を使用すること。提出書類一覧は以下表のとおりとなる。						
※提出書類に漏れがない様、チェック欄にシ点を記入すること。						
No.	提出書類	様式	省エネルギー設備導入	トップランナー制度対象品目導入	備考	チェック欄
指定金融機関を通じて、S11に提出が必要な書類						
1	チェックリスト	【指定】	○	○	提出書類に抜け漏れがないことを確認すること。	
2	実績報告書	【指定】	○	○		
3	融資事業詳細	【指定】	○	○		
4	金融消費実態契約証書の写し	自由	○	○	指定金融機関より提出ができない場合はS11に相談すること。	
5	設備リスト(機器購入リスト)	【指定】	○	○		
指定金融機関に提出し、指定金融機関での保管が必要な書類						
6	利子補給対象事業に係る取引証憑	自由	○	○	売買契約書、工事請負契約書、納品書、移転書、請求書、振込証明書、ESDO契約書、リース契約書 等の写し	
<p>< 書類提出時の留意点 > 以下の留意点が守られていない場合、審査期間に影響を及ぼし、審査結果の通知または利子補給金の支払いが遅延する恐れがあるので、注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出書類に抜け漏れがないよう、本チェックリストを使用すること。 融資案件ごとにクリアファイルに分けて提出すること。 申請書類はA4判のファイル(2穴タイプ)で綴じられるよう、全ての書類に2穴をあけておくこと。 全ての書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。 ※提出書類がA3となる場合には、折りたたんで提出すること(袋とじは不可)。 提出書類は、片面印刷で出力すること。 各書類の最初には、該当する提出書類一覧に記載のNo. と書類名称(P. 19)を記入したインデックスつきの中仕切りを挿入すること(原本へのインデックスシール等の直付け不可)。 書類のホッチキス留めはしないこと。 提出書類は、全てコピーをして保管し、コピー書類で提出することがないようにすること。 						
上記書類提出時の留意点を確認のうえ、提出書類に抜け漏れがないことを確認した。						<input type="checkbox"/>

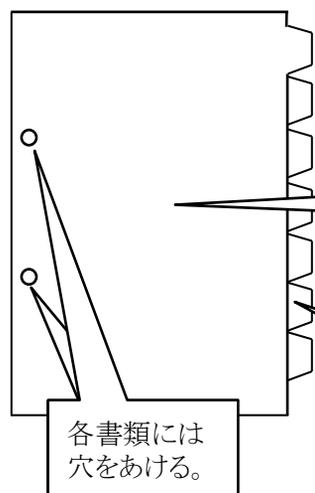
交付申請／実績報告提出方法

<図>

(1) 融資案件ごとにクリアファイルに分ける。

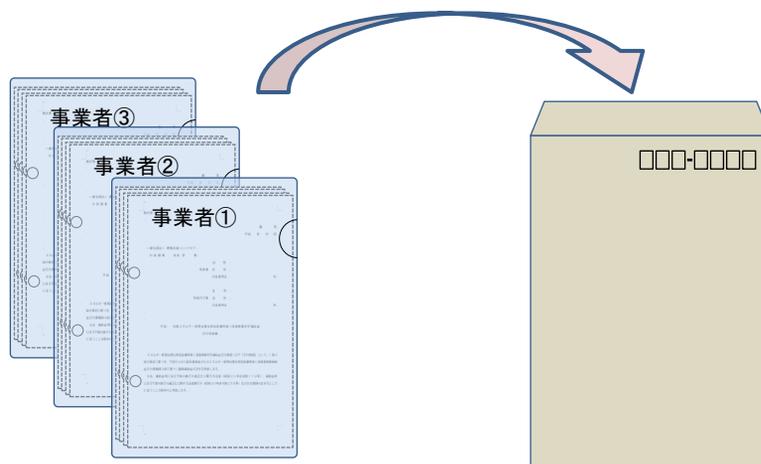


※インデックスつきの中仕切りについての補足



各書類の最初には、該当する書類のNo. と書類名称 (P. 17とP. 19参照)を記入したインデックスつきの中仕切りを挿入する(書類自体にはインデックスをつけない)。

(2) 一つの封筒にまとめてSIIへ提出する。



4. 提出書類の作成例

※書類作成時の留意点

- (1) 提出書類一覧(P.17、P.19参照)にて様式をSII指定としているものについては、様式記載例に従い各種書類を作成すること。
- (2) 原則、書類の様式及びレイアウトを変えないこと。
 - ※ 記載内容が多く、既定のレイアウト内に収まらない場合はこの限りではない。
 - ※ 必要項目に「別紙参照」とし、独自フォーマットの別紙を添付する等を行わないこと(SIIが別紙にて提出することを承認している項目についてはこの限りではない)。
- (3) 実績報告書類作成時には、交付申請書類の内容を十分に確認し、内容や体裁に齟齬がないようにすること。
- (4) 提出書類に記載する各種金額は、税抜表記とすること。

4-1 交付申請書類の作成例

No. 2

交付申請書(様式第1)

様式第1

各指定金融機関内で同じ事業者の申請を2件以上行う場合、
各申請の識別が可能な任意の番号を記載すること。
(例：金融機関コード-申請年度-任意の番号)

番号 〇〇〇〇-28-〇〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

商業登記簿謄本に記載されているとおりに、

- ・本店所在地
- ・商号又は名称
- ・代表者役職、代表者氏名

を記入すること。また、ゴム印を使用する場合、
文字の欠損がないこと。

申請者

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

名称 〇〇株式会社

代表者等名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

印

申請代行者

住所 〇〇県〇〇市〇〇町 登録されている印であること。

名称 株式会社〇〇銀行

代表者等名 代表取締役頭取 〇〇 〇〇

印

平成28年度エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金

交付申請書

エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程（以下「交付規程」という。）
第4条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からのエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業
費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等
に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めると
ころに従うことを承知の上申請します。

4-1 交付申請書類の作成例

No. 2

交付申請書(様式第1)

※一般社団法人 環境共創イニシアチブのエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金は、経済産業省が定めたエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が認められる設備等を導入しようとする方に交付するものです。

(注1) この申請書には、以下の書面を添付すること。

- (1) 申請者の役員等名簿(別紙1)
- (2) その他S I Iが指示する書面

(注2) エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程(S I I-24F-規程-002)に基づく申請については、金融機関を申請者として記載すること。

注意) ここで改ページすること。

4-1 交付申請書類の作成例

No. 3

新規事業計画書

6. 事業の省エネルギー効果

※利子補給対象事業が公募要領「1-6 (1) 省エネルギー設備導入」の場合のみ記入すること。

(1) 工場・事業場等全体の年間エネルギー使用量

①省エネルギー設備導入前の工場・事業場等の年間エネルギー使用量 74.6 (k1/年)

②省エネルギー設備導入後の工場・事業場等の年間エネルギー使用量 58.2 (k1/年)

「1-6 (1) 省エネルギー設備導入」(ア)又は(ウ)の場合、既存の工場・事業場の年間エネルギー使用量を記入すること。

「1-6 (1) 省エネルギー設備導入」(イ)の場合、類似の事業を行う同規模の工場・事業場の年間エネルギー使用量を記入すること。

(2) 工場・事業場等の年間生産量又は延床面積等（エネルギー原単位を用いて計算する場合記載すること。）

①省エネルギー設備導入前の工場・事業場等の年間生産量 300.0 (m²/年)

②省エネルギー設備導入後の工場・事業場等の年間生産量 300.0 (m²/年)

※省エネルギー設備導入前、導入後それぞれの工場・事業場等の生産量又は延床面積等を単位と共に記載すること。

(3) 省エネルギー効果（①②のいずれかを記入すること。）

①エネルギー原単位削減率 24.00 (%)

②省エネルギー量 _____ (k1/年)

単位を記載すること。

年間エネルギー使用量の確認、省エネルギー効果を算出した計算過程及び用いた数値の根拠を別紙で添付すること。また、必要に応じて、設備の実測値データ、カタログ、設備の配置図等、根拠資料も添付すること。

7. 利子補給対象融資の内容

融資額	<u>〇〇,〇〇〇,〇〇〇円</u> (内 利子補給対象額 <u>〇〇,〇〇〇,〇〇〇円</u>)			
元金均等返済額	<u>〇〇〇,〇〇〇円</u> (最終返済額 <u>〇〇〇,〇〇〇円</u>)			
融資期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日 (内 利子補給対象となる期間： <u>同上</u>)			
融資利率	<u>〇.〇〇%</u>	融資残高を記載すること。	融資期間と異なる場合には、その期間を記載すること。	利子補給対象融資の残高を記載すること。
利子補給率	<u>〇.〇〇%</u>			
申請する利子補給金の額	単位期間	融資残高(円)	利子補給金の額(円)	算出の基礎
	<u>H28/〇/〇～ H29/3/1〇</u>	<u>〇〇,〇〇〇,〇〇〇</u>	<u>〇〇〇,〇〇〇</u>	<u>〇〇</u> × <u>〇〇%</u> × <u>〇</u> /365

利子補給対象融資の利子が発生する日を記載すること。

4-1 交付申請書類の作成例

No. 3

新規事業計画書

8. 平成29年3月11日以降の融資残高及び利子補給金の申請計画

単位期間	融資残高 (円)	利子補給金の額 (円)	算出の基礎
H29/3/11~ H29/9/10	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	$〇〇 \times 〇〇 \% \times 〇 / 365$
H29/9/11~ H30/3/10	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	$〇〇 \times 〇〇 \% \times 〇 / 365$
H30/3/11~ H30/9/10	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	$〇〇 \times 〇〇 \% \times 〇 / 365$
H30/9/11~ H31/〇/〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	$〇〇 \times 〇〇 \% \times 〇 / 365$
合計		〇,〇〇〇,〇〇〇	

利子補給の対象となる期間の終了日を記載すること。

平成29年3月11日以降の融資残高及び利子補給金の申請計画を単位期間ごとに明記すること。

<単位期間>

- ・単位期間Ⅰ（3月11日～9月10日）
- ・単位期間Ⅱ（9月11日～3月10日）

※単位期間Ⅰ・Ⅱは記載しない。

9. 本事業の申請に係る問い合わせ先等
利子補給対象事業者

担当部署等	企画部
担当者名	〇〇 〇〇
連絡先電話番号	xxxx-xx-xxxx
連絡先 E-MAIL	xxxx@xxx.xxx.co.jp

利子補給対象事業者の管理者の情報を記載すること。

指定金融機関

融資担当支店・部署等	営業統括部
担当者名	〇〇 〇〇
連絡先電話番号	xx-xxxx-xxxx
連絡先 E-MAIL	xxx@xxx.bank.co.jp

指定金融機関の担当者の情報を記載すること。

10. その他

交付規程の別紙記載の暴力団排除に関する制約事項の各号について相違ないことを確認の上、申請します。

4-1 交付申請書類の作成例

No. 4

役員名簿(別紙1)

(別紙1)

役員名簿 (記載例)

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
ケンレン ジツシ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役
トウキ イロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	取締役
カンサイ ハコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役

- ・ 申請者の役員情報を記載すること。
- ・ 登記簿謄本と同一内容を記載すること。

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

4-1 交付申請書類の作成例

No. 5

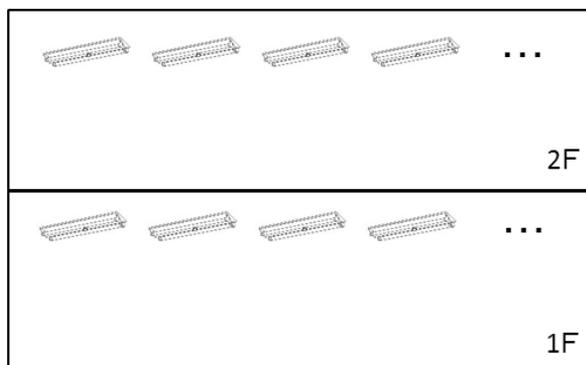
設備概要図

※記載する台数は『6. 設備リスト(機器購入リスト)』と整合させること。

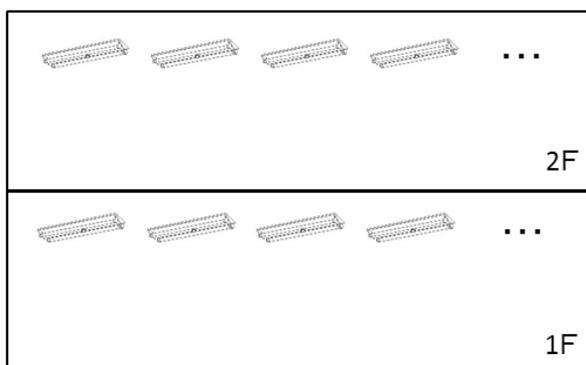
設備概要図

記載例

導入前



導入後

LED照明
n個16.4kl減

<設備概要>



省エネルギー設備の構成が複雑な場合に、各々の設備を模式化して、熱量やエネルギーの流れをわかりやすく記載する。

4-1 交付申請書類の作成例

No. 6

設備リスト(機器購入リスト)

※他の申請書類と整合を取ること。

※複数年度継続事業の場合は、全年度の設備を記載すること。

設備リスト(機器購入リスト)

事業年度区分 ※年度事業		事業実施年度 ※初年度																	
通番	対象要件	発注予定日	納入予定日	支払予定日	メーカー	製品名	型番	法定耐用年数	実施(予定)年度	区分名	基準エネルギー消費効率	エネルギー消費効率	本体価格(円/台)	購入台数(台)	本体価格(円/台) × 購入台数(台)				
	1-6(1)(ア)	2016/xx/xx	2016/xx/xx	2017/xx/xx	●●●●	高効率電動機	xx-xxx-xx	xx	初年度				xxx,xxx	xxx	xxx,xxx,xxx				
合計																		xxx	xxx,xxx,xxx

プルダウンより選択し、入力すること。

プルダウンより選択。

経済産業省資源エネルギー庁発行の「トップランナー制度」に記載の区分名、基準エネルギー消費効率を記載すること。

カタログ等の証拠書類より転記すること。

公募要領のP. 6~8を確認の上、対象品目に応じてプルダウンから選ぶこと。
例) 既存の工場・事業場等において省エネルギー設備等に置き換えを行う事業の場合は1-6(1)(ア)を選択する。

省エネルギー設備導入の場合は、グレースアウトとなり記載不要となる。

※公募要領「1-6 (1)省エネルギー設備導入」「1-6 (2)トップランナー制度対象品目導入」の対象機器に応じて、適宜項目を修正の上、作成すること。

※各対象機器の区分、基準エネルギー消費効率が確認できる、カタログ等の証拠書類を添付すること。

確認の上チェック欄に記入すること。

利子補給対象事業の事業計画と上記設備リストの内容に相違がないことを確認した。

チェック

No. 7

設備仕様根拠

※導入する設備等が対象事業の要件を満たすことが確認できるカタログや仕様書を提出のこと。

4-1 交付申請書類の作成例

No. 8

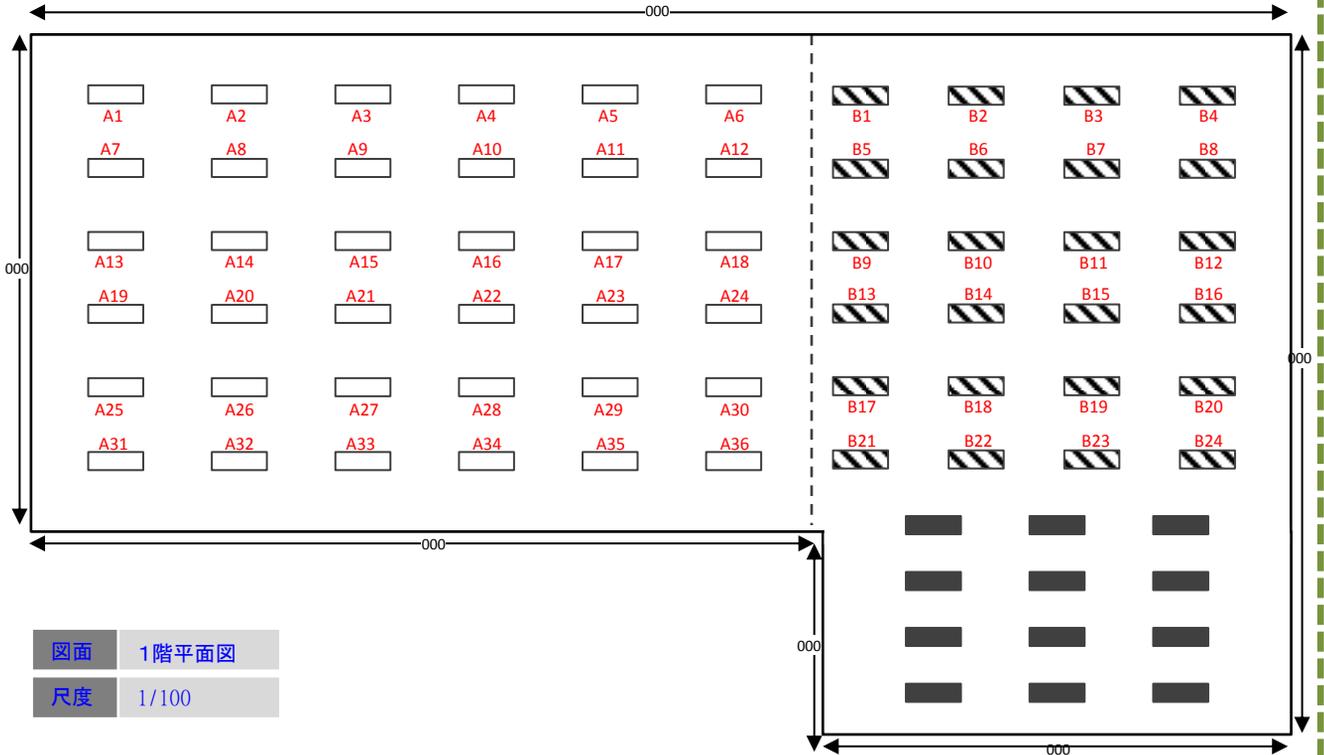
配置図面

配置図面

記載例

Aホール

Bホール



図面 1階平面図

尺度 1/100

-  逆富士型器具LED40W2灯 × 36台 (利子補給対象内)
-  反射笠付器具HFインバータ型△△WO灯 × 24台 (利子補給対象内)
-  非常灯機能付 逆富士型器具LED40W2灯 (利子補給対象外)

『6. 設備リスト(機器購入リスト)』と、台数をあわせて記入する。

設備1台ずつに番号を付す等して、台数を間違えないようにする。利子補給対象・対象外設備について、凡例・範囲等を明記すること。

4-1 交付申請書類の作成例

No. 9 利子補給対象事業の使用エネルギー量

エネルギー使用量の原油換算表 **※グレー部分のみ入力可能**
※他の書類(新規事業申請書の事業の省エネルギー効果)の値と整合を取ること。 設備導入後の翌年度を記載すること。

	単位	換算係数 (GJ/単位)	平成27年度 (実績)			平成〇〇年度 (導入後)			
			使用量 A	販売した副生エネルギーの量 B	差引後の熱量 (A-B) × 換算係数	使用量 C	販売する副生エネルギーの量 D	差引後の熱量 (C-D) × 換算係数	
			数値	数値	熱量 (GJ)	数値	数値	熱量 (GJ)	
生産量	㎡	a	300.0			300.0			
原油	k l	38.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
原油のうちコンデンサート (NGL)	k l	35.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
揮発油 (ガソリン)	k l	34.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
ナフサ	k l	33.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
灯油	k l	36.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
軽油	k l	37.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
A重油	k l	39.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
B・C重油	k l	41.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
石油アスファルト	t	40.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
石油コークス	t	29.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
石油ガス	液化石油ガス (L.P.G.)	t	50.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	石油系炭化水素ガス	千m ³	44.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
可燃性天然ガス	液化天然ガス (L.N.G.)	t	54.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	その他可燃性天然ガス	千m ³	43.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
石炭	原料炭	t	29	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	一般炭	t	25.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無煙炭	t	26.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
石炭コークス	t	29.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
コールタール	t	37.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
コークス炉ガス	千m ³	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
高炉ガス	千m ³	3.41	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
転炉ガス	千m ³	8.41	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
その他の燃料	都市ガス13A	千m ³			0.0	0.0	0.0	0.0	
					0.0	0.0	0.0	0.0	
産業用蒸気	GJ	1.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
産業用以外の蒸気	GJ	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
温水	GJ	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
冷水	GJ	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
電気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh	9.97	222.73	0.0	2,220.73	173.67	1,731.4899
		夜間買電	千kWh	9.28	72.28	0.0	70.7584	56.36	523.0208
	その他	上記以外の買電	千kWh	9.76	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		自家発電	千kWh	9.76	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自家発電以外の計 h	千kWh	-	295.01	0.0	-	230.03	0.0	-	
熱量合計	GJ		2,891.4			2,254.5			
原油換算量 (10GJ=0.258kl)	kl	b	74.6			c			
エネルギー原単位	kl/㎡	d	0.25			e			

- (注) ・ 導入後のエネルギー使用量は、補助事業に係わるエネルギー消費量の差異のみを織り込む。
 ・ **事業場への入出のエネルギー全てに関して記述すること。**
 ・ 蒸気、温水及び冷水の換算係数に相当する係数で当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができる。
 ・ 導入後に生産量や稼働時間等が減る見込みがある場合、導入後の生産量は過去の実績年度と同じとすることとし、同条件として省エネルギー計算すること。

【エネルギー使用量の削減効果】 16.4 kl b-c

【エネルギー原単位の削減効果】 24.00 % 1-(e/d)

※他の申請書類と整合を取ること。

4-1 交付申請書類の作成例

No. 10

省エネルギー計算資料

※他の申請書類と整合を取ること。

省エネルギー計算資料

※エネルギー使用量の増減を、計算に用いた定数や式等を具体的に示して、出来るだけ詳しく記入すること。

事業場のエネルギー使用実績 74.6k1/年・・・①

事業場の省エネルギー量 16.4k1/年

(既設設備の消費エネルギー量と、導入予定設備の消費エネルギー量について)別添の詳細計算書より、省エネルギー量は以下ようになる。

1. 既設照明の電力消費量 295,000kWh/年
(昼：222,725kWh、夜：72,275kWh)
2. 導入後の照明の電力消費量 222,800kWh/年
3. 電力削減量 295,000-222,800 = 72,200kWh/年
(事業場の電力削減量) 72,200(kWh/年)×0.9※注 = 64,980(kWh/年)
≒ 65.0(千 kWh/年)
(22.0%)

※注) 計算誤差を考慮し、裕度を10%みている。

4. 省エネルギー量 (原油換算)

なお、本事業所では昼間買電と夜間買電を契約しており、その比率は、平成26年度実績より、昼間0.755、夜間0.245である。

- ・ (昼間削減分) 72,200(kWh/年)×0.755×0.9※注 ≒ 49,060(kWh/年)
(導入後昼間消費量) 222,725(kWh/年)-49,060(kWh/年)=173,665(kWh/年)
≒173.67(千 kWh/年)
(原油換算) 49,060(kWh/年)×0.00997(GJ/kWh)×0.0258(k1/GJ) ≒ 12.62k1/年
- ・ (夜間削減分) 72,200(kWh/年)×0.245×0.9※注 ≒ 15,920(kWh/年)
(導入後夜間消費量) 72,275(kWh/年)-15,920(kWh/年)=56,355(kWh/年)
≒56.36(千 kWh/年)
(原油換算) 15,920(kWh/年)×0.00928(GJ/kWh)×0.0258(k1/GJ) ≒ 3.81k1/年
- ・ 合計 12.62+3.81 = 16.43 ≒ 16.4k1/年・・・②

※注) 計算誤差を考慮し、裕度を10%みている。

- ・ (エネルギー原単位の改善効果) ……②÷①
16.4(k1/年)÷74.6(k1/年)×100 ≒ 24.00(%)

4-2 実績報告書類の作成例

No. 2

実績報告書(様式第2)

様式第2

各指定金融機関内で同事業者の申請を2件以上行う場合、
各申請の識別が可能な任意の番号を記載すること。
(例：金融機関コード-申請年度-任意の番号)

番号 ○○○○-28-○○○
平成○○年○○月○○日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

商業登記簿謄本に記載されているとおりに、
・本店所在地
・商号又は名称
・代表者役職、代表者氏名
を記入すること。また、ゴム印を使用する場合、
文字の欠損がないこと。

報告者

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

名称 ○○○株式会社

代表者等名 代表取締役社長 ○○ ○○

印

報告代行者

住所 ○○県○○市○○町 登録されている印であること。

名称 株式会社○○銀行

代表者等名 代表取締役頭取 ○○ ○○

印

平成28年度エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金

実績報告書

平成28年○○月○○日付け第S I I ○○○○○○○○○○○号をもって交付決定のあった経済産業省からのエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る利子補給対象事業が完了しましたので、エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

4-2 実績報告書類の作成例

No. 2

実績報告書(様式第2)

5. 利子補給対象事業の詳細

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 総事業費 | 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 |
| (2) 利子補給対象事業に要する経費 | 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 |

※一般社団法人 環境共創イニシアチブのエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金は、経済産業省が定めたエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が認められる設備等を導入しようとする方に交付するものです。

(注1) エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程(S I I-24F-規程-002)及びエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程(S I I-26F-規程-001)に基づく報告については、第12条を第10条に読み替えるものとする。

(注2) この報告書には、S I Iが指示する書面を添付すること。

(注3) エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程(S I I-24F-規程-002)に基づく報告については、金融機関を報告者として記載すること。

4-2 実績報告書類の作成例

No. 3

融資事業詳細

(別添)

融資事業詳細

1. 企業・事業所名

〇〇〇株式会社

・ 設備使用者名のみ記載すること。
 ・ 設備使用者が複数の場合、全ての設備使用者名が記載された別紙を添付すること。

2. 所在地（設備設置場所）

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

・ 設備設置場所の住所を記載すること。
 ・ 設備設置場所が複数の場合、全ての設備設置場所の住所が記載された別紙を添付すること。

3. 利子補給対象事業の名称

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

交付申請書類と同一の内容を記載すること。

4. 利子補給対象事業の詳細

(1) 総事業費

〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

(2) 利子補給対象事業に要する経費

〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

5. 利子補給対象融資の内容

融資額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 (内 利子補給対象額 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円)			
元金均等返済額	〇〇〇,〇〇〇円 (最終弁済額 〇〇〇,〇〇〇円)			
融資期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日 (内 利子補給対象となる期間: 同上)			
融資利率	〇. 〇〇%			
利子補給率	〇. 〇〇%			
利子補給金の額	単位期間	融資残高 (円)	利子補給金の額 (円)	算出の基礎
	H28/〇/〇～ H29/3/10	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇×〇〇%×〇/365

融資残高を記載すること。
 融資期間と異なる場合には、その期間を記載すること。

利子補給対象融資の残高を記載すること。

利子補給対象融資の利子が発生する日を記載すること。

4-2 実績報告書類の作成例

No. 3

融資事業詳細

6. 平成29年3月11日以降の融資残高及び利子補給金の申請計画

単位期間	融資残高 (円)	利子補給金の額 (円)	算出の基礎
H29/3/11～ H29/9/10	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇×〇〇%×〇/365
H29/9/11～ H30/3/10	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇×〇〇%×〇/365
H30/3/11～ H30/9/10	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇×〇〇%×〇/365
H30/9/11～ H31/〇/〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇×〇〇%×〇/365
合計		〇,〇〇〇,〇〇〇	

利子補給の対象となる期間の
終了日を記載すること。

平成29年3月11日以降の融資残高及び利子補給金の
申請計画を単位期間ごとに明記すること。

<単位期間>

- ・単位期間Ⅰ（3月11日～9月10日）
- ・単位期間Ⅱ（9月11日～3月10日）

※単位期間Ⅰ・Ⅱは記載しない。

7. 本事業の申請に係る問い合わせ先等
利子補給対象事業者

担当部署等	企画部
担当者名	〇〇 〇〇
連絡先電話番号	xxxx-xx-xxxx
連絡先 E-MAIL	xxxx@xxx.xxx.co.jp

利子補給対象事業者の管理者の情報を
記載すること。

指定金融機関

融資担当支店・部署等	営業統括部
担当者名	〇〇 〇〇
連絡先電話番号	xx-xxxx-xxxx
連絡先 E-MAIL	xxx@xxx.bank.co.jp

指定金融機関の担当者の情報を
記載すること。

5. 資料

エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程

制定	平成26年4月1日 SII-26F-規程-001
改正	平成27年7月1日 SII-27F-規程-001
改正	平成28年5月16日 SII-28F-規程-001
改正	平成28年8月25日 SII-28F-規程-002

(通則)

第1条 この規程は、一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が行う経済産業省からのエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱(平成24・03・28財第5号。以下「要綱」という。)第3条に基づくエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金(以下「利子補給金」という。)の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 SIIが行う利子補給金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)並びに要綱に定めるところによるほか、この規程に定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 SIIは、省エネルギー設備等の導入事業(以下「利子補給対象事業」という。)を行おうとする民間事業者(以下「利子補給対象事業者」という。)に対し、利子補給対象事業の実施に必要な資金の一部もしくは全部について金融機関が融資を行う場合、その融資に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本利子補給金の交付対象としない。

2 前項に掲げる金融機関は、沖縄振興開発金融公庫及び次に掲げるものをいう。

- (1) 銀行
- (2) 信用金庫
- (3) 労働金庫
- (4) 信用協同組合
- (5) 農業協同組合
- (6) 漁業協同組合
- (7) 農林中央金庫
- (8) 株式会社商工組合中央金庫
- (9) 株式会社日本政策投資銀行
- (10) 生命保険会社又は外国生命保険会社等

(交付の申請)

第4条 利子補給金の交付を受けようとする利子補給対象事業者は、様式第1による交付申請書にSIIが定める書類を添付して、SIIが別に定める時期までに提出しなければならない。ただし、あらかじめ、SIIの承認を得たものはこの限りではない。

(単位期間)

第5条 融資残高を算出するにあたっては、3月11日から同年9月10日までの期間を単位期間Ⅰとし、同年9月11日から翌年3月10日までの期間を単位期間Ⅱとする。

(金融機関の責務)

第6条 金融機関は、利子補給対象事業に係る融資の契約を利子補給対象事業者と締結し、その融資期間内における返済完了までの単位期間毎の融資残高及び利子補給対象期間内の利子補給金の額の算出を行う。また、SIIが別途定める金融機関の業務に対し、善良なる管理者の注意をもって対応しなければならない。

2 金融機関は、利子補給対象事業者と交付申請等に係る書類を共同作成し、代行申請を行う。また、利子補給金の交付決定を受けた事業について内容の変更等が生じていないかの確認を行い、必要に応じてSIIが定める書類を共同作成し、代行してSIIに報告等を行う。

(利子補給金の交付額)

第7条 単位期間ごとに交付する利子補給金の額は、融資残高が融資契約に基づく弁済より変動するごとに次に掲げる算式をもって計算した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times X$$

- A 当該単位期間における当該融資契約に係る融資残高
B 当該単位期間における融資残高の存する日数
X 別表にて定める利子補給率

(交付の決定)

第8条 SIIは、第4条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、利子補給金を交付すべきと認めるときは、速やかに利子補給金の交付決定を行い、交付決定通知書により金融機関を経由し利子補給対象事業者に通知するものとする。SIIは、適正な交付を行うために必要と認めるときは、必要な条件を付することができるものとする。

2 別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本利子補給金の交付対象とせず、利子補給対象事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

(申請の取下げ)

第9条 利子補給対象事業者は、利子補給金の交付の決定通知を受けた場合において、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、利子補給金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を金融機関を経由してSIIに提出しなければならない。

(変更承認等)

第10条 利子補給対象事業者及び金融機関は、第8条の交付決定後に利子補給金の額等の変更があった場合には、SIIの承認を受けなければならない。

2 SIIは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(状況報告)

第11条 利子補給対象事業者及び金融機関は、利子補給対象事業の遂行状況及び資金の融資状況について、SIIの要求があったときは速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 利子補給対象事業者及び金融機関は、原則、利子補給金の交付を受けようとする単位期間ごとに、様式第2による実績報告書をSIIが別に定める期間までにSIIに提出しなければならない。

(利子補給金の額の確定)

第13条 SIIは、前条の実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、利子補給金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、金融機関を経由して利子補給対象事業者に通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第14条 利子補給対象事業者は、前条の規定による利子補給金の額の確定通知を受けた後に、様式第3による請求書をSIIに提出しなければならない。

(利子補給金の支払)

第15条 SIIは、前条の規定により提出された請求書を審査し、利子補給金の額の確定の内容に適合すると認めるときは、利子補給金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 SIIは、次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の利子補給金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 利子補給対象事業者及び金融機関が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくSIIの処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 利子補給対象事業者及び金融機関が、本事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
 - (3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (4) 利子補給対象事業者及び金融機関が、利子補給金を対象事業以外の用途に使用した場合。
 - (5) 利子補給対象事業者及び金融機関が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
- 2 SIIは、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する利子補給金が交付されているときは、期限を付して当該利子補給金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 SIIは、前項の返還を命ずる場合は、第1項第3号に規定する場合を除き、その命令に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 前項の利子補給金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(利子補給金の経理等)

第17条 利子補給対象事業者及び金融機関は、利子補給金に関する帳簿及び証拠書類を利子補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

(その他必要な事項)

第18条 SIIは、本事業の実施に当たって、利子補給対象事業者及び金融機関から提出され、または知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。

この場合、当該業務に従事する職員及びSIIが業務契約等を締結するすべての者(第三者委員会の委員等を含む)に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

2 この規程に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、SIIが別にこれを定める。

(暴力団排除に関する制約)

第19条 利子補給対象事業者及び金融機関は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について利子補給金の交付申請前に確認しなければならないが、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。
平成26年3月31日以前に平成24年4月5日付けSII-24F-規程-002により利子補給金の交付を行った事業については、なお従前の例による。

附則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。
平成27年3月31日以前に二以上の年度にわたる利子補給の交付決定を受けた又は承認された事業については、それぞれ当該利子補給の交付決定又は承認を受けた初年度に施行されていた交付規程の定めによる。

附則

この規程は、平成28年5月16日から施行する。
平成28年3月31日以前に二以上の年度にわたる利子補給の交付決定を受けた又は承認された事業については、それぞれ当該利子補給の交付決定又は承認を受けた初年度に施行されていた交付規程の定めによる。ただし、様式第1、様式第2及び様式第3については、全ての事業に適用する。

附則

この規程は、平成28年8月25日から施行する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
(昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号)

最終改正:平成一四年一二月一三日法律第一五二号

- 第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 補助金等の交付の申請及び決定(第五条—第十条)
第三章 補助事業等の遂行等(第十一条—第十六条)
第四章 補助金等の返還等(第十七条—第二十一条)
第五章 雑則(第二十一条の二—第二十八条)
第六章 罰則(第二十九条—第三十三条)
附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをい。

- 一 補助金
 - 二 負担金(国際条約に基づく分担金を除く。)
 - 三 利子補給金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従ひ、利子を軽減して融通する資金
- 5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
- 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の職務)

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うよう努めなければならない。

(他の法令との関係)

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定めのあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

- 第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をしなければならない。
- 2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定め、これを公表するよう努めなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用法に関する事項
 - 三 補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
- 4 補助金等の交付の決定に関する条件は、公正なものでなければならず、いやくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

(決定の通知)

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定められた期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

- 第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

- 第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基づく各省各庁の長の処分に従ひ、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。すなわち、補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。
- 2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従ひ、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない。すなわち、間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(状況報告)

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

- 第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時的停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(長正のための措置)

- 第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。
- 2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

- 第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

- 第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

- 第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。
- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

- 第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

- 第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。
- 2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)

- 第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業者等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業者等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

- 第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、] 事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

- 第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

- 第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

- 第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体(港湾法(昭和三十五年法律第二百十八号)に基づく港務局を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。
- 2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。
- 3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

- 第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。
- 2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。
- 3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(電磁的記録による作成)

- 第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形その他の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下条において同じ。))については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

- 第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。
- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

- 第二十七条 他の法律又はこれに基づく命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。(政令への委任)

- 第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。
- 第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
- 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
 - 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
 - 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第三十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人が対し各本条の罰金刑を科する。
- 2 前項の規定により法人でない団体で処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。
- 2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。
- 2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

附 則 (昭和三四年四月二〇日法律第一四八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の施行の日から施行する。(公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置)
- 2 第二号の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換届手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄

- この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和四五年四月一日法律第二三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十條、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（国等の事務）

第五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一号各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三号において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他のこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二十五号条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二十五号条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二号条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

公募に関する問い合わせ、申請方法等の相談・連絡
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ 利子補給担当

TEL:03-5565-4460

<http://sii.or.jp/>

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>
通話料がかかりますのでご注意ください。